

陸上自衛隊勝田駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合せの 日時	防衛省競争 参加資格	決定方式
1	給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	8.11.30	8.7.8	8.7.16 10:00	8.7.16 10:00	なし	総額

4 市場価格調査提出期限：令和 8 年 7 月 1 5 日 1 0 時

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

見積書及び市場価格調査は F A X もしくはメールで提出可能

施設学校ホームページ (https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html)

メールアドレス (fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp)

〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉 3 4 3 3 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

電話：029-274-3211 直通 F A X：029-271-3130

契約担当：鈴木（内線 274）

見 積 書

件名リスト一連番号	OC第93号
-----------	--------

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を除く)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	式	1		
勝田駐屯地受水槽		基	1		
勝田駐屯地原水槽		基	1		
勝田小演習場受水槽		基	1		
水戸渡河演習場受水槽		基	1		
諸経費（内訳があれば行を追加してください）					
合 計(税抜)					

納入(履行)場所	仕様書のとおり	納期(履行期限)	8.11.30
契約保証金	免除	見積書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約(請)書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
連 絡 先

市場価格調査(税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金額
給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	式	1		
勝田駐屯地受水槽		基	1		
勝田駐屯地原水槽		基	1		
勝田小演習場受水槽		基	1		
水戸渡河演習場受水槽		基	1		
諸経費（内訳があれば行を追加してください）					
合 計(税抜)					

提出期限: 令和8年7月15日 10:00

提出先: 陸上自衛隊施設学校会計課

直通FAX: 029-271-3130

直通mail: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会 社
代 表 者
担 当
連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書

物品番号		仕様書番号	59
品名・規格	給水タンク清掃役務	承認年月日	
		作成年月日	8. 7. 1
		変更年月日	
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が委託する給水タンク清掃役務について適用する。なお、本仕様書に記載なき事項については、「水道法」及び関係法令並びに建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づき実施する。

2 実施場所

ページ番号

- 茨城県ひたちなか市勝倉 3 4 3 3 陸上自衛隊勝田駐屯地 (5 / 8 及び 6 / 8)
- 茨城県ひたちなか市東石川東後原 陸上自衛隊勝田小演習場 (5 / 8 及び 7 / 8)
- 茨城県水戸市飯富町地先 陸上自衛隊水戸渡河演習場 (5 / 8 及び 8 / 8)

3 役務内容

陸上自衛隊施設学校が管理する受水槽 3 基、原水槽 1 基の清掃を実施する。

給水タンクの仕様等

場 所	水 槽 名	容 量	構造・材質	作 業 内 容
勝田駐屯地	受 水 槽	404.7m ³	4槽式・S 製	4項 (1) ～ (5)
	原 水 槽	14.9m ³	1槽式・S 製	4項 (1) ・ (2) ・ (4) ・ (5)
勝田小演習場	受 水 槽	16.2m ³	2槽式・S 製	4項 (1) ～ (5)
水戸渡河演習場	受 水 槽	10.0m ³	1槽式・FRP 製	4項 (1) ～ (5)

※ S 製：鋼板製

4 作業内容等

(1) 清掃作業

ア 作業に使用する清掃用具は、飲料水貯水槽等の清掃専用のものとする。なお、作業に先立ち、清掃用具を消毒し、作業が衛生的に行われるようにする。

イ 槽内に入る作業者は、各水槽ごと、新品の不織布フード付き保護服・マスク・ゴム手袋を着用し、消毒済みのゴム長靴を履くこと。

ウ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

エ 作業開始前に水道吸込管元バルブを閉栓する。

オ 水槽内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面・電極棒等に付着した物質を除去し洗浄する。

壁面・電極棒等に付着した物質の除去は、水槽等の材質に応じ、適切な方法で行う。

カ 洗浄に用いた水は完全に水槽から排除する。

キ 清掃終了後は、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等を水槽内に流入させないこと。

(2) 確認

消毒前に水道技術管理者による清掃状況の確認を受けること。

(3) 消毒作業

ア 消毒薬は、有効塩素 50～100 mg/L 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

イ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用し噴霧により吹付けるかブラシ等を利用して実施し、消毒終了後 30 分放置する。

ウ 前記の方法により 2 回消毒を行い、消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は水槽内に立ち入らない。

(4) 水張り作業

消毒終了後、水槽への注水を開始し、定水位になったことにより流入管からの給水が停止することを確認後、マンホール蓋を施錠する。

(5) 水槽外部洗浄作業

水張り終了後、水槽外面の洗浄を実施する。その際、洗浄水が水槽内に流入しないようにすること。

(6) 水質検査

給水を開始する前に、水道技術管理者立会のもと各受水槽の水質検査（色度・濁度・臭気・残留塩素）を実施し、異常がないことを確認する。その後、給水を開始する。また結果報告書を水道技術管理者に提出する。

5 検査

作業完了後、本仕様書に基づき検査を実施する。

6 その他

(1) 作業責任者

ア 作業責任者は、貯水槽清掃作業監督者講習会課程の修了者とする。なお、事前に講習会修了証の写しを水道技術管理者に提出し承認を受ける。

イ 作業責任者は、作業中現場に常駐し、技術上及び安全上の管理を行うこと。

(2) 細菌検査

本役務に従事する作業者は健康状態の良好な者とし、事前に腸内細菌検査（赤痢菌腸チフス菌・パラチフス菌）を実施する。検査報告書（作業実施日から起算して1ヶ月以内のもの。）の写し2部を水道技術管理者に提出し承認を受ける。

(3) 工程表

契約相手方は、工程表を監督官に提出し、承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度、監督官の承認を受けるものとする。

(4) 現場管理

ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。

イ 本役務の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧する。

ウ 本役務で使用する電気及び水については、官側の施設を使用することは原則認めないものとする。当該施設を使用する場合は事前に監督官と協議し、監督官の指示を受けるものとする。ただし、これらに係る光熱水料は契約相手方の負担とする。

(5) 写真

ア 写真はカラーとし、写真帳に整理し、2部提出するものとする。

イ 撮影要領

(ア) 各水槽において各工程ごと作業前、作業中（特に外部から明視できなくなるおそれのある箇所は確実に撮影する。）、検査の状況及び完了後、同一場所、同一方向から撮影する。

(イ) 作業看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載する。

(ロ) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。

(ハ) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。

(6) 関係書類の管理

ア 関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期する。

イ 契約相手方は本仕様書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

(7) 作業実施日及び作業時間

ア 駐屯地の受・原水槽清掃は水道使用の都合上、作業日数を2日間とする。演習場については、駐屯地と別日とし、それぞれ1日ずつ、計4日間で実施すること。細部は監督官と協議するものとする。

イ 土日、祝日の作業は、原則認めないものとする。

ウ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08:15～17:00）に合わせて実施する。細部は監督官との調整による。

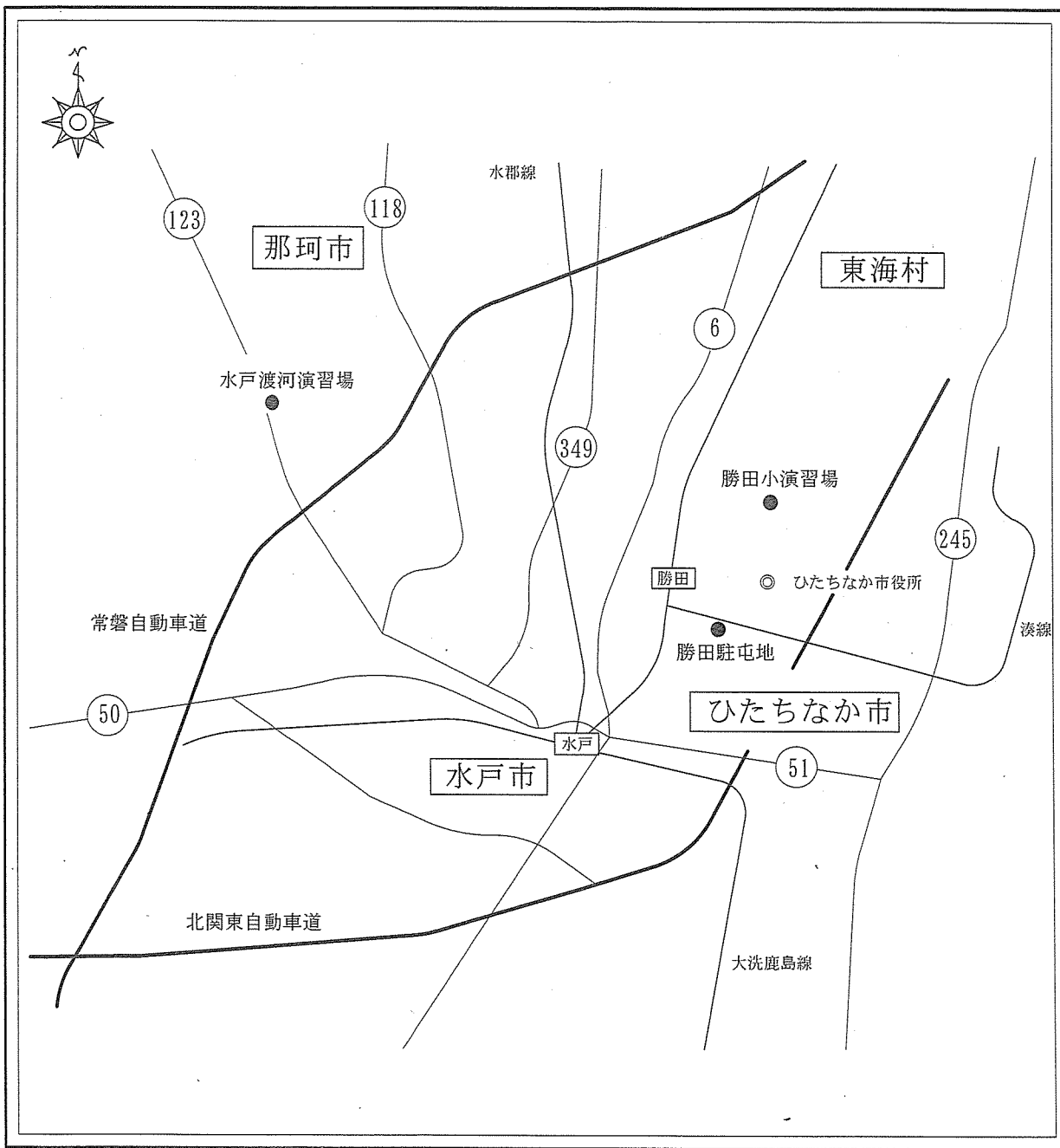
エ 荒天等のため作業が衛生的に実施できないと水道技術管理者が判断した場合は、作業を中断し、監督官の指示を仰ぐ。

オ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ承認を得てから作業を実施する。

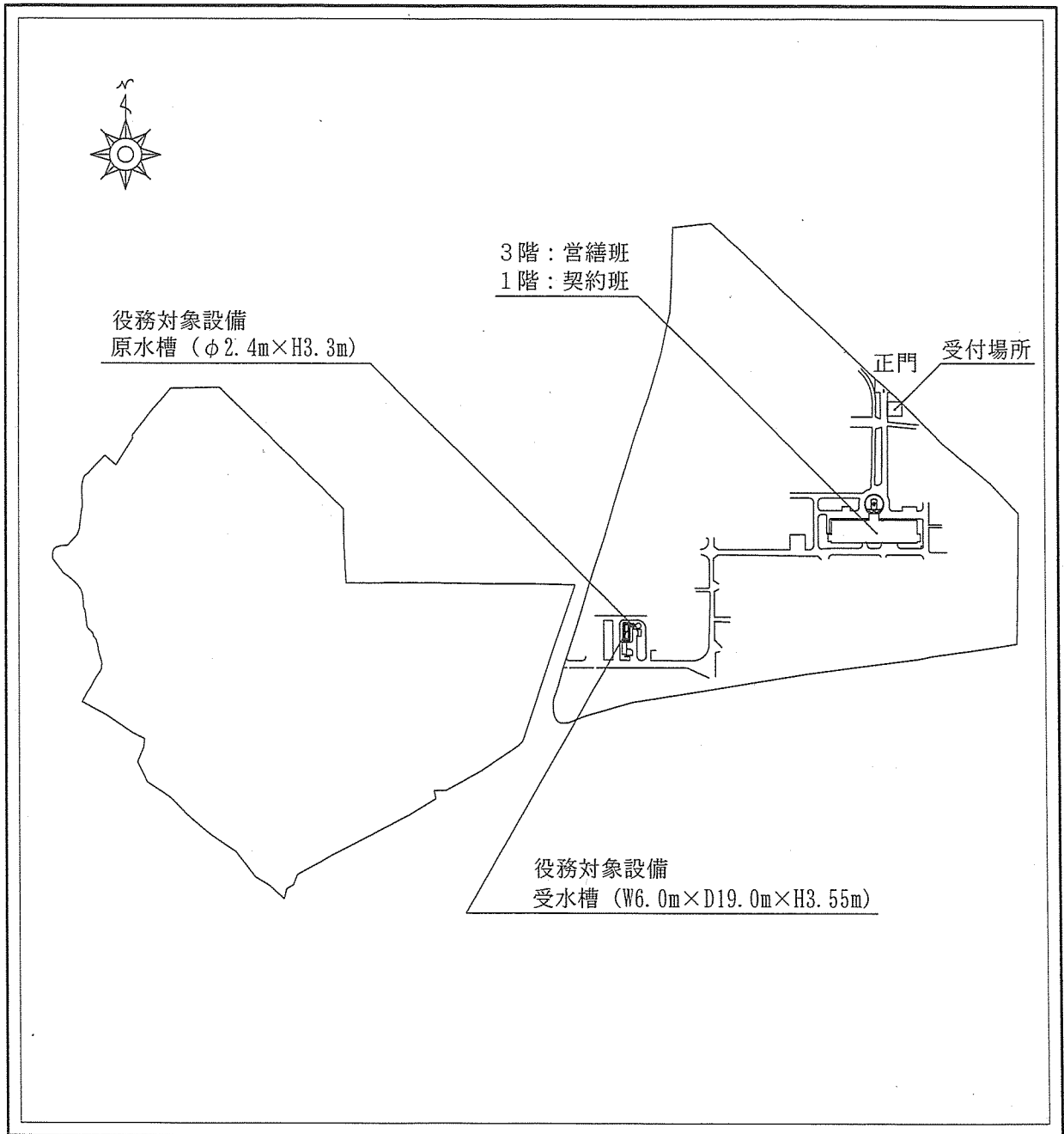
7 調整先

陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 給排水係

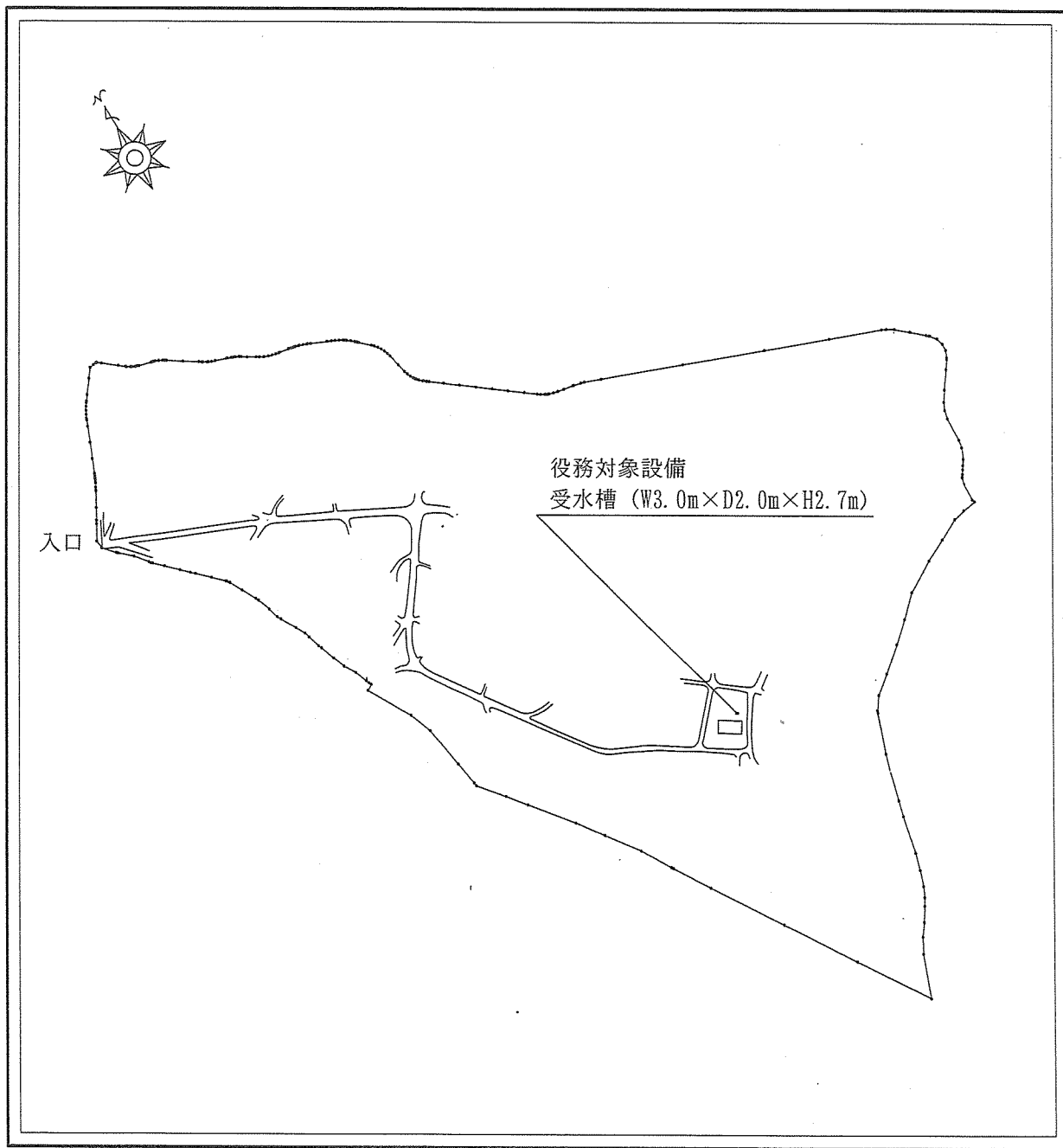
029-274-3211（代表） 内線255



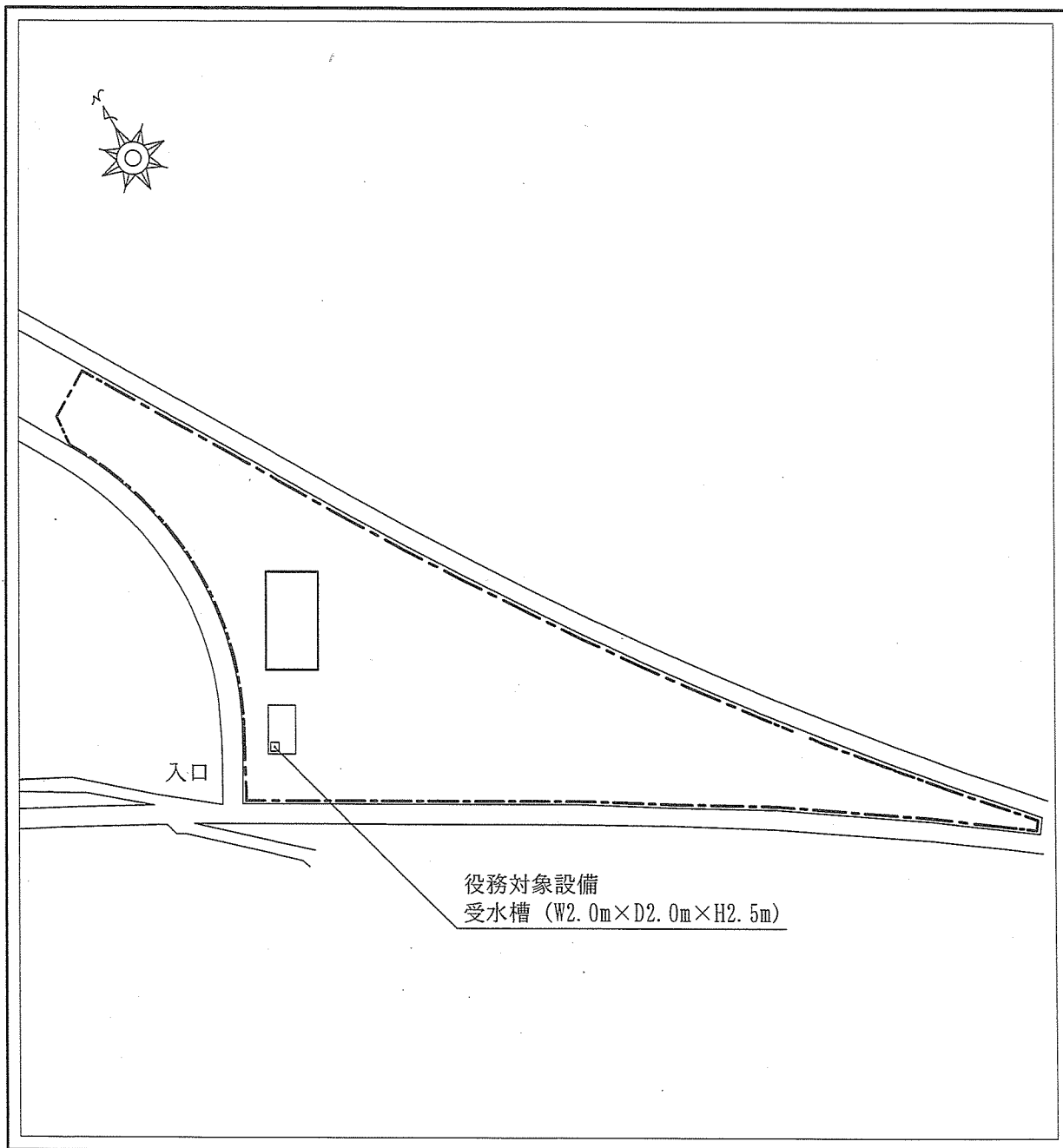
駐屯地・演習場案内図 S=FREE



勝田駐屯地配置図 S=1:8,000



勝田小演習場配置図 S=1:8,000



水戸渡河演習場配置図 S=1:2,000